

青森市男女共同参画プラン

「男女共同参画都市」青森宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う

性別を超え
世代を超え
時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい

すべての人の自立と平等をめざして
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 8 年 10 月 22 日 青森市

計画の目的

本市における男女共同参画社会の実現を目指す

計画期間

平成 28 年度から令和 5 年度まで

基本理念

「男女共同参画都市」青森宣言 (上記宣言文)

令和 2 年 9 月

青 森 市

施策の展開

【基本方向1】 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進

私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。

主な取組



(1) 男女共同参画意識のさらなる浸透

- ① あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化
- ② 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実

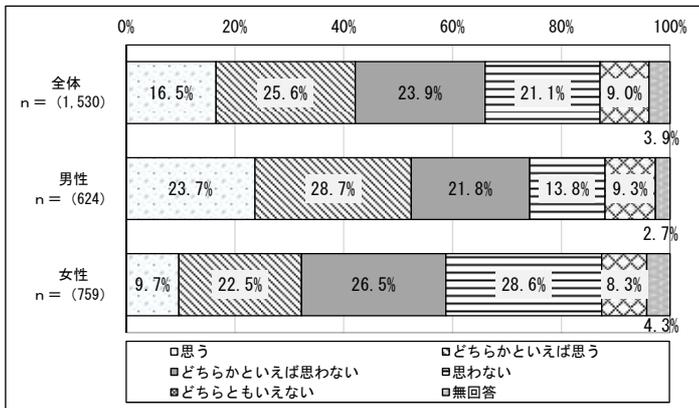
(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画の理解の促進

- ① 根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性への意識改革の促進
- ② 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

(3) 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

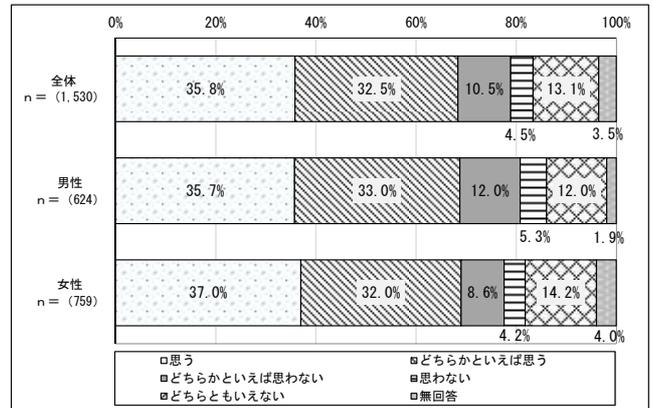
- ① 家庭における男女平等教育の推進
- ② 学校における男女平等教育の推進
- ③ 社会教育・生涯学習活動の推進

家庭生活における男女の地位の平等感【男女別】



平成26年度 第3回青森市民意識調査

固定的性別役割分担意識を解消すべきである【男女別】



平成26年度 第3回青森市民意識調査

主な目標とする指標

指標	基準値	目標値 (令和5年度)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	81.3% (平成26年度)	100%
男女共同参画に対する満足度	5.7% (平成27年度)	16.0%

《基本方向2》 男女共同参画の視点に立った行動改革

法律等による差別禁止や意識啓発だけでは実現が難しい男女の機会の平等の実現に向け、積極的に女性の参画拡大を図るとともに、多様な主体との連携・協働や人材育成を図り、男女共同参画の視点に立った行動改革を推進します。

主な取組

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

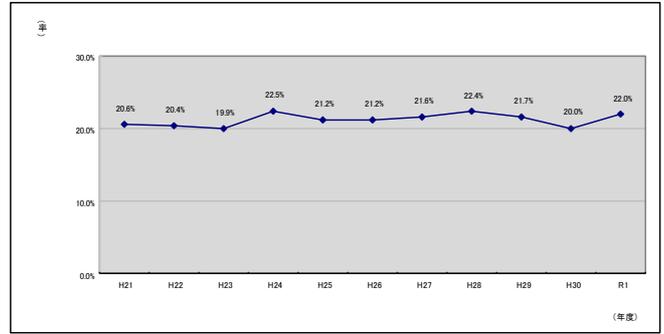
- ① 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進
- ② 市の附属機関の委員への女性の登用の拡大
- ③ 企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ



(2) 男女共同参画の視点に立った協働の推進

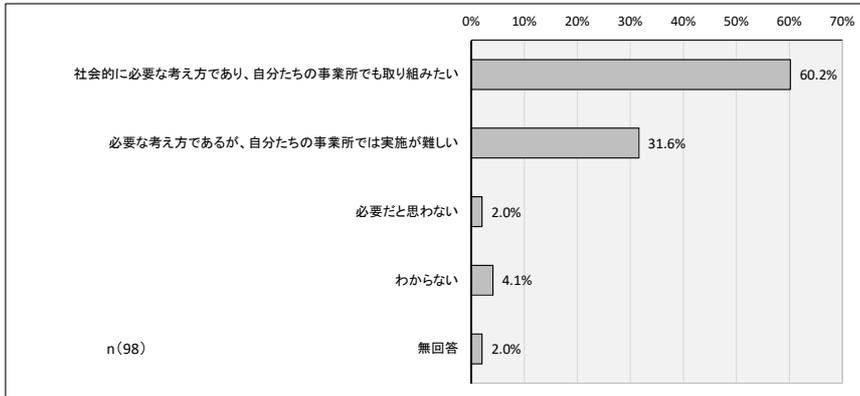
- ① 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進
- ② 男女共同参画を推進するための人材育成と活用

市の附属機関の委員における女性の比率



人権男女共同参画課調べ

ポジティブ・アクション※についての考え



平成27年7月 青森市男女共同参画に関する事業所意識調査

※**ポジティブ・アクション(積極的改善措置)**:これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識などが原因で、女性の能力が十分に発揮されていない場合に、女性を積極的に登用したり、女性が働きやすい制度・環境を整備するなどして、男女間の格差を積極的に解消しようとする取組のこと。

主な目標とする指標

指標	基準値	目標値 (令和5年度)
青森市における課長相当職以上に占める女性の割合	11.6% (平成27年度)	16.4%
市の附属機関における女性委員の割合	21.6% (平成27年度)	30.0%

《基本方向3》 労働環境における男女共同参画の促進

男女がともに働き続けられ、充実した生活を送ることができるよう、労働環境における男女共同参画を促進します。また、地域経済の持続的な発展に向け、その役割を担う女性の能力発揮を促進します。

主な取組



(1) ワーク・ライフ・バランス※の実現

- ① 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援
- ② 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- ③ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

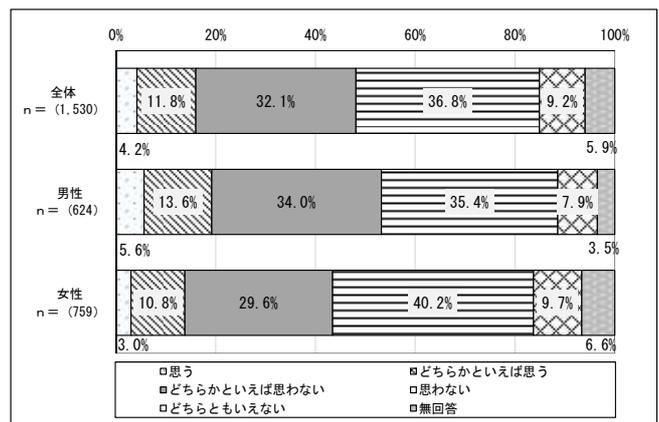
(2) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ① 働きやすい労働環境の整備と女性のエンパワーメント支援
- ② 商工業の振興に向けた男女の能力の活用

(3) 農林水産業等における男女共同参画の推進

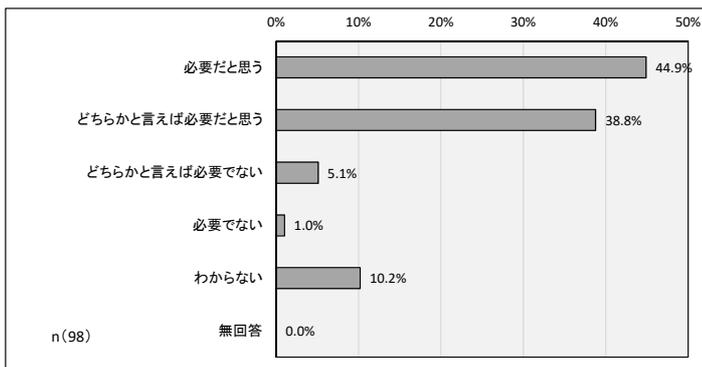
- ① 農林水産業、自営業等における女性の地位向上と就業環境の整備

職場(賃金・昇進)における男女の地位の平等感【男女別】



平成26年度 第3回青森市民意識調査

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の経営上の必要性



平成27年7月 青森市男女共同参画に関する事業所意識調査

※ワーク・ライフ・バランス：誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。仕事の充実と私生活の充実の好循環をもたらし、持続可能な社会の構築に不可欠とされています。

主な目標とする指標

指標	基準値	目標値 (令和5年度)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度	19.9% (平成26年度)	44.0%
市役所における男性の育児休業取得率	0.0% (平成26年度)	6.0%

《基本方向4》 地域生活における男女共同参画の推進

地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

主な取組

(1) 地域における男女共同参画の実践

- ① 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進
- ② 防災分野における男女共同参画の促進
- ③ 地域における子ども・子育て支援の充実

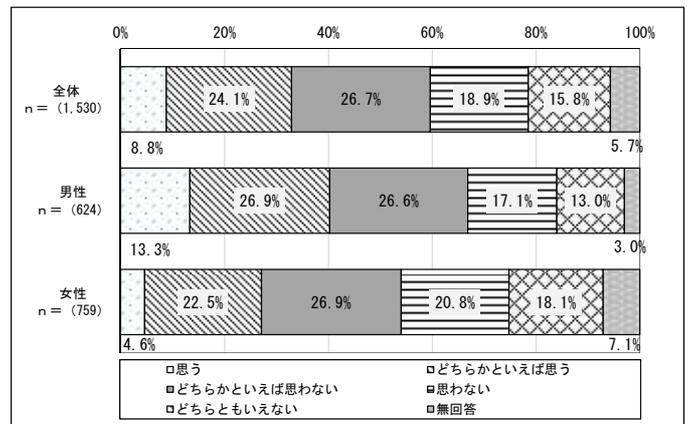


(2) 生涯を通じた健康支援

- ① 男女の健康づくり支援
- ② 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実



自治会などの地域活動における男女の地位の平等感【男女別】



平成26年度 第3回青森市民意識調査

主な目標とする指標

指標	基準値	目標値 (令和5年度)
社会活動に参加したことがある市民の割合（うち女性の割合）	21.6% (21.2%) (平成27年度)	24.6% (24.1%)
消防団員に占める女性団員の人数・割合	79人・4.3% (平成27年度)	89人・4.9%

《基本方向5》 男女平等と人権の尊重

女性に対するあらゆる暴力の根絶を含め、男女共同参画社会の形成の前提となる男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。

主な取組

(1) 個と人権の尊重

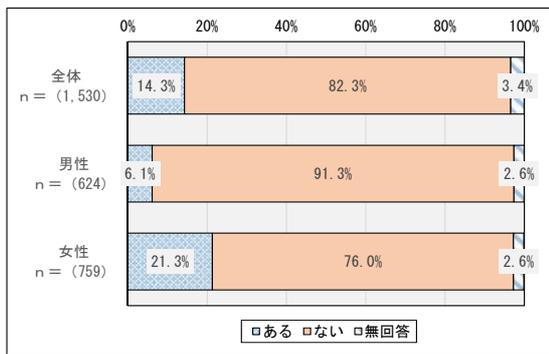
- ① 人権尊重理念の理解促進
- ② 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携
- ③ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実
- ④ 性的マイノリティ*への配慮
- ⑤ メディアにおける男女共同参画の推進

*性的マイノリティ: レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害者など心と身体の性が一致しない人)の頭文字をとったLGBTなど性的少数者のこと。

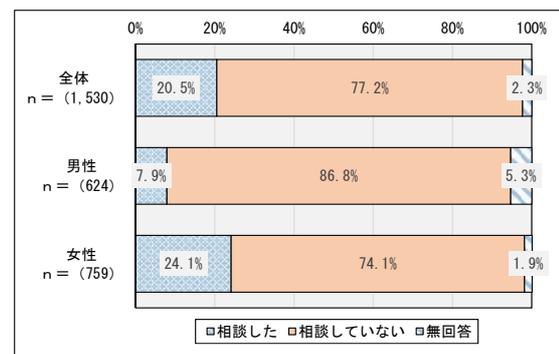
(2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ① 女性に対する暴力の予防啓発の推進
- ② 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実
- ③ 高齢者等の福祉に携わる関係者に対する情報提供・啓発の充実
- ④ 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実
- ⑤ 関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

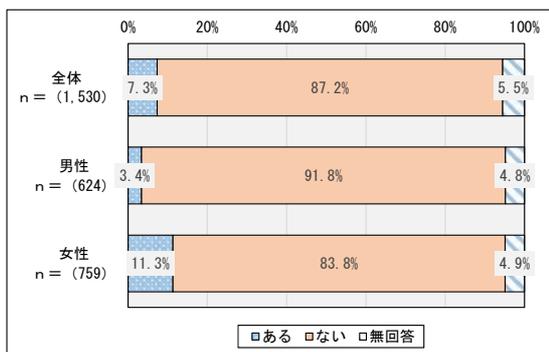
セクハラを受けた経験 (1)



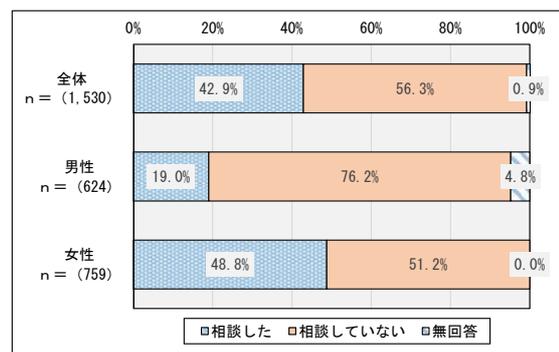
セクハラを受けて相談したか (2)



DVを受けた経験 (3)



DVを受けて相談したか (4)



(1)～(4) 平成26年度 第3回青森市民意識調査

主な目標とする指標

指標	基準値	目標値 (令和5年度)
「人権教室」への参加者数	1,029人 (平成26年度)	1,235人
青森市DV相談支援センターの周知度	—	50.0%

計画の位置づけ

本計画は、「青森市男女共同参画推進条例」に定める男女共同参画計画であり、「青森市総合計画前期基本計画」の施策である「男女共同参画の推進」を効果的に推進するための個別計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」に定める市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画、「青森市男女共同参画推進条例」に定めるドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画、並びに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画を兼ねるものとします。

青森市 市民部 人権男女共同参画課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

TEL : 017-734-2296 FAX : 017-734-5765

E-mail : jinken-danjo@city.aomori.aomori.jp